

官民競争入札等監理委員会資料

厚生労働省

平成19年6月8日

「ハローワークの市場化テスト今後の主な論点」に対する回答

平成19年6月8日
厚生労働省職業安定局

I 実施内容

【官民の窓口の併設】

○ 同じハローワーク（官）が、一方で受託事業者を監督しつつ、他方で、自ら当該民間事業者と競争することは、利害相反とならないか。どうすれば、こうした懸念を除去できるか。

(回答)

○ 受託事業者に対する監督は、委託契約を行う都道府県労働局（支出負担行為担当官）が担当することになるものであり、利害相反とはならないものと考えている。

○ 「官民の窓口を自由に選択」とあるが、具体的にどのように実施するのか。利用者が「窓口を自由に選択」といっても、官と民との差異が明確でないことから、利用者が混乱する、官に利用者が集中する、などの懸念はないか。

(回答)

○ 職業紹介部門が配置されているフロアに受付を設け、双方の窓口で提供されるサービス内容が記載されたリーフレットの配布、説明を行い、利用者に自由に窓口を選択してもらうことを想定。具体的な方法については、最終的に落札事業者と協議して決めるべきものと考えている。

○ 官民の窓口の併設により官民が同様の体制を整備することで、却って効率性が低下したり、民間事業者による創意工夫の余地が制限されたりする恐れはないか。

(回答)

○ 実施対象安定所に相当数ある官の職業紹介窓口数を減少し、減少した窓口の運営について受託事業者に委託するものであり、官民が同様の体制を整備するものではないことから、効率性が低下するとは考えていない。

○ 官民の窓口を併設する場合、それぞれの実績をどのように比較するのか。官側のコストが開示されないと、官と民のコストが全く違う中で質のみの競争となる可能性もあり、イコルフッティングにならないのではないか。

(回答)

○ 実績の評価方法は、今後、実施要項の議論を経て決定されるものと考えているが、求職者全体や属性毎の就職件数、就職率、これらの就職にかかった経費（コスト）、アンケート調査結果による満足度等、を比較する方式を考えている。

官側のコストは、人材銀行事業やキャリア交流プラザ事業と同様に、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」を踏まえ、適切開示できるようにしていく考えである。

- 特区として実施された「官民共同窓口の設置による職業紹介事業」は、どのように評価されているか（特に反省点は何か）。今回の厚生労働省の案は、右の反省点等の評価を踏まえたものとなっているか。

(回答)

- 特区として実施された「官民共同窓口の設置による職業紹介事業」は、地方公共団体が設置するスペースにハローワーク窓口及び民間職業紹介事業所を設置し、求人・求職情報を相互に回付し、就職支援（職業紹介を含む。）を行うものである。
- 特区における官民共同窓口は、ハローワークの窓口及び民間職業紹介事業者が組織的に独立して運営され、また、民間職業紹介事業者は地方公共団体からの委託の範囲で、ハローワークとは関係なく自由に就職支援を行うものであり、ハローワークの職業紹介事業の組織を半減して、民間委託する今回の市場化テストとはそもそも制度的に全く異なるものであり、一律に比較することはできない。
特区事業においては、そもそもハローワークの職業紹介（全国の求人情報を利用して行う職業紹介）を委託するものではないため、ハローワークから提供する求人情報は官民共同窓口で受理したもの及び管轄のハローワークの求人に限られていたが、イコールフットィングを確保する観点からも、今回の市場化テストにおいては全国ベースの最新の求人情報を利用しやすい形で提供することとしている。
- なお、当該事業については、構造改革特別区域推進本部評価委員会において、一定の評価がなされ、全国で実施可能な措置になったものと承知している。

【民間委託の対象範囲】

- 「失業認定を厳正に行うための職業紹介」は、具体的にはどのように実施するか。実施方法が、民間事業者の利用者にとって手間となる場合には、結果として雇用保険受給資格者の多くが官に流れるようなことにならないか。

(回答)

- 雇用保険の失業給付は、外形的事由により給付を決定できる他の社会保険給付とは異なり、ハローワークが労働者の「内心」を求職活動の実績や本人の希望する仕事の内容に照らし的確に判断して、「失業」と認定し支給するものである。
このため、「労働の意思」の確認については「職業紹介」を組み合わせながら適正に行っているところであり、行政処分の前提となる職業相談、職業紹介は官の窓口で、引き続き実施する必要がある。
- 具体的には、受給資格を得て雇用保険の支給を受けようとする者全員について求職申込みをさせ、常に職業紹介ができる状態にした上で、28日毎に1回、失業認定を行う際には、必ず、職業紹介、職業相談を受けるよう受給者に対し指示し、職業相談部門において、その職業相談、職業紹介の状況（紹介拒否、特定の求職条件に拘る等）を給付（認定）担当部門に連絡し、給付担当部門において、その結果に基づき、失業の認定、給付を行う。
給付担当部門において失業認定申告書や対面相談の過程を通じ労働の意思が疑わしい者については、改めて職業紹介を受けることを命じ、労働の意識を徹底的に確認する。
この際、労働の意思がないと判定された場合は、失業を不認定にするとともに、職業紹介・職業指導を拒否したと判断される場合は、今後の給付をストップする給付制限処分の対象となる。このように職業相談部門と給付担当部門が一体となって業務を行っている。
なお、失業認定の前提となる職業紹介以外の通常の求職活動については、官民双方の窓口を利用することが可能である。

- 具体的にどのような者が「チーム支援」の対象となるのか（事前に「チーム支援」の対象者であるかどうかを判断することは可能か。）。これらの者についても、民間事業者が職業紹介を行うこととしても問題ないのではないか。

(回答)

- 安倍内閣の重要課題である「成長力底上げ戦略（就労支援戦略）」において、ハローワークを中心とした「チーム支援」が中核的な役割を果たしている。
障害者等のうち「チーム支援」の対象とする者は、福祉的就労又は各種手当の受給者等である。
これらの者に対する支援は、ハローワークが地域の福祉事務所や福祉施設等を直接訪問し、担当者と密接に連絡をとりながら、支援対象者の選定、個別の就職支援計画の策定、計画に基づく就職支援、職場定着指導まで一貫して行うものであり、その過程では、雇用率達成指導や雇用管理改善などの企業指導も併せて行うこととなるものであることから、対象として除くこととしたものである。
なお、自らハローワークを訪れ、求職活動を行う求職者については受託事業者による支援対象となる。

- 官と民とでそれぞれ得意な分野があること等を踏まえ、利用者の利便性や効率性の観点から、官と民が全く同じ業務を行うのではなく官と民とで一定の業務分担を行う、といった方法については、どう考えるか。

(回答)

- ハローワークは、勤労権の具体的措置として国民のセーフティネットとしての役割を有するものであり、障害者や生活保護受給者等の社会的弱者をはじめとする求職者の就職を実現するためにも、全国ネットワークでの公正・公平な無料職業紹介を実施している。
- 今回の市場化テストについては、官民競争入札等監理委員会、経済財政諮問会議の「包括的」民間委託実施の要請を踏まえ、ハローワークのセーフティネットとしての無料職業紹介事業を民間事業者に委託するものである以上、官と民が一定の業務分担を行う方式は馴染まないと考えている。
- そもそも本事業は、単なる「民間委託」ではなく、「官民比較」を要諦とする「市場化テスト」の枠組みで行われるものであり、官民の業務分担を行うことは不適當である。

【実施施設】

- 「東京（23区内）2所」で「100～120名程度の従業員規模」とのことであるが、具体的にはどのハローワークで実施する予定なのか（従業員規模は、ハローワーク全体のものか。また、非常勤職員も含まれているのか。）。どのような基準で実施対象ハローワークを選定するのか。

(回答)

- 今回の市場化テストは、ハローワークの利用者に与える影響も極めて大きいものであり、ハローワークの求人・求職者数、地理的要因、庁舎内のレイアウト、「かなりの規模、100～120名くらいのところを選びたい」という経済財政諮問会議における大臣発言等を総合的に勘案し、実施対象施設を検討しているところである。

II ネットワーク

- 官と民のイコールフティングを確保するためには、官が職業紹介に利用する情報については、すべての情報がかつ同様の方法で民間事業者を提供するのが原則と考えるが、厚生労働省案では、各情報の取扱いについて、官民でどのような違いがあるのか、そうした違いを設ける合理性・必要性について、個別の情報毎に具体的に明らかにすべきではないか。

(回答)

- 企業に関する情報は求人情報と企業指導情報の二者からなる。
求人情報は、インターネット上で公開されている全国情報を提供する。このうち事業所名等が非公開の求人についても、事業主からの了解が得られたものについては提供する仕組みとする。
企業指導情報（行政機関としての個別企業の指導記録の情報）は、民間企業が実態として、企業指導を担当する職員以外に絶対に知られたくないものであり、この情報を受託事業者を提供することは求人をいただいている企業の意向に反した行動を取ることになることから、提供はできない。
- 求職者に関する情報（求職条件、紹介記録）は、本人の了解が得られた場合、受託事業者との間において相互に共有することはあり得るものと理解している。

【求人情報】

- 求人情報については、CD-ROM（又は DVD、専用回線等）によって毎日、全国情報を提供することであるが、その場合とハローワークにおける情報ネットワーク（総合的雇用情報システム）を利用する場合とで、得られる情報に内容、速報性等の点で違いがあるか。
- 非公開の求人情報について、事業主の了解を確認した上で提供するとしているが、民間事業者は官の監督下にあるため、非公開の求人情報も求人企業の同意なく民間事業者に提供することができるのではないか。公共サービス改革法の考え方（民間事業者の守秘義務等）を企業に理解してもらう努力がまず必要ではないか。
- 仮に事業主の了解が必要であるとした場合には、どのような方法によって了解を取るのが適切と考えるか。
- 過去の求人情報を民間事業者が利用することは可能か。

(回答)

- 受託事業者に提供する全国の求人情報とハローワークにおける情報ネットワークの求人情報（求人票そのもの）は、ほとんど同じものである。
速報性の問題についても、業務が停止している夜間にデータの更新がなされるものであり、更新データを毎日提供することにより、受託事業者においても最新の情報を入手することができる（その手法は検討中）。
- 事業所名等を非公開としている求人情報を、事業主の了解を得ないまま受託事業者に提供した場合、事業主の意向に反する行為となり、ハローワークが事業主からの信頼を失うことになる。結果として、今後の求人提出や各種業務にも確実に悪影響を与え、ハローワークの業務運営に支障が生ずるおそれが大きい。このため、個別の企業の了解を取った上で受託事業者に提供することが必須であり、これは経済団体や個別の企業の強い要請でもある。
- その方法として、全国のハローワークにおける求人受理の段階で、受託事業者に対する求人情報の提供の了解を予め得られるようにすることを検討している。
- 「過去」がどの時点のものを指しているのか、取消となった求人を職業紹介上どのように活用するのか不明であるが、ハローワークにおいて、職業紹介の際に、取消となった過去の求人情報を利用することはない。

【求職情報】

- 官のハローワークが有する求職情報、及び民間委託したハローワークが有する求職情報は、どのような取扱いとするのか（相互に提供するという事か）。
- 例えば、民間委託したハローワークに来訪した求職者について、官のハローワークが有する過去の求職情報等を民間事業者が利用することは可能か。

(回答)

- 求職者に関する情報は、本人の了解が得られた場合、受託事業者との間において相互に共有することはあり得るものと理解している。
ハローワークの求職者の情報は登録が無効になった後、1年を経過すると破棄されるが、その間に再度求職申込みがなされた場合であって、本人の了解が得られた場合、受託事業者に提供することはあり得るものと理解している。

【その他の情報】

- 「企業指導情報」とは具体的にどのようなものがあるのか。求職者の利益を考えた場合には、企業指導情報のすべてを当然に非提供とするのではなく、必要な情報を提供することは考えられないか。

(回答)

- ハローワークにおける企業指導情報は、行政機関としての個別企業の指導記録の情報である。これらは一種の捜査情報と言える秘匿度の極めて高いものであり、ハローワーク内でも企業指導を担当する職員のみが取り扱うことができる。
- 受託事業者に、企業指導情報を提供することは、
 - ① 企業指導情報は、民間企業が実態として、企業指導を担当する職員以外に絶対に知られたくないものであり、求人をしていただいている企業の意向に反した行動を取るようになること、
 - ② 受託事業者が他企業の企業指導情報を知り得ることについては、経済団体や個別の企業からも、円滑な企業活動に支障が生ずるのではないかと強い懸念が表明されていること、
 - ③ この懸念のために、各企業がハローワークへの求人提出を躊躇し、全国の求人確保に支障が生ずるおそれもあり、このことはハローワークのセーフティネット機能にマイナスとなること等からも適当ではないと考えている。
- ハローワークは、求人受理に際し、不適切な点があれば、その是正を指導した上で受理している。このため、労働基準法や最低賃金法に違反する求人はないものであり、職業紹介に際し、求職者に不利益が及ぶことはないような仕組みとなっているところである。

Ⅲ 求職者選別・求人求職者情報管理の問題

【求職者選別】

- 就職困難者を民間委託の対象とする場合の委託の方式をどのようにするか（就職目標等の設定が適切か。それ以外の適切な方法があるか等）。
- 求職者の選別を行わないための仕組みの整備をどのようにするか。
 - ・ 就職困難者を誰がどのようにして判定するか。
 - ・ 窓口利用者に対するアンケートは、どのようなものが考えられるか。
 - ・ ディスインセンティブ方式は、どのようなものを考えているか。
 - ・ 他の方策としてどのようなものが考えられるか。
 - ・ 例えば、就職困難度の高い求職者について別契約とし、就職した場合に成功報酬を支払う、といった方法については、どう考えるか。

(回答)

- 求職者選別を回避するための方策として、
 - ① 窓口利用者に対するアンケートを義務付け、求職者の選別の有無等を確認すること、
 - ② 就職困難度が高い求職者の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式を導入すること等を検討している。これ以外の方策についても検討していきたい。
- 今後、具体的内容を検討していく必要があるが、就職困難者の判定は、障害者手帳、求職申込書の記載事項（年齢、家族状況等）に基づき、それぞれの窓口において行うことを想定している。
- なお、今回の市場化テストは、セーフティネットとして就職困難者を含めその対象とするものであり、就職困難者のみ別契約というものはあり得ない。また、就職困難者について民間事業者に契約上一定の就職件数の目標を掲げることは当然であり、一人でも就職させれば成功報酬を支払う方式は適切ではないと考えている。

【求人求職者情報管理】

- 民間事業者が得られる求人求職情報の適正利用、守秘義務について行為規制を課すとしているが、具体的にどのような手当て（法特例その他）が考えられるか。

(回答)

- 求人求職情報の不適正利用をチェックするためのシステムとして、
 - ・ 窓口利用時に求人者・求職者に対し、求人・求職情報の適正な利用ルールが存在、相談方法をリーフレット等で十分に周知すること、
 - ・ 不適正利用（派遣先の確保、DM送付・電話勧誘、窓口での派遣登録、自社求人案内等）に係る求人者・求職者からの相談・苦情窓口、投書箱を設置すること、
 - ・ 全国求人情報が入った電子媒体の複製の制限や、利用後の回収、ハローワーク内でのみの利用に限定する仕組み等を検討している。これ以外の方策についても検討していきたい。

Ⅳ その他

【入札参加資格等】

- 「一定数の正社員の確保」とあるが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

(回答)

- 国が配置している常勤職員数を踏まえ、ハローワークの無料職業紹介事業を適正かつ確実に実施できる体制として、職業紹介に関する知識経験を有する者であって、必要な数の正規雇用の者を専任として配置することを念頭においている。

○ 労働関係法令違反企業を入札から排除するとあるが、どのような法令違反が排除の対象となるか。

(回答)

- 職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働者の働く環境や職業の安定にかかわる法令の違反などを念頭においている。

【イコールフットィングの確保】

- 官民のイコールフットィングを確保するために、求人・求職情報へのアクセスの問題のほかに必要な措置、留意すべき事項としてどのようなものが考えられるか。
- 民間事業者の創意工夫の余地を確保するために、民間事業者が事業を実施するに当たって、どの程度の自由度を認めるか。

(回答)

- 民間事業者の創意工夫の内容が不明な中で、具体的な議論はできないが、可能な範囲で創意工夫を阻害しないような仕組みにしたいと考えている。

○ 建設・港湾労働者の職業紹介を民間事業者が適切に実施するために、どのような方法が考えられるか。

(回答)

- 公共サービス改革法を改正し、民間職業紹介事業者が建設・港湾運送業務に係る職業紹介を実施することを可能とする必要がある。

【情報の開示】

○ 民間事業者からは、市場化テストに当たって、ハローワークの業務実態とコストに関する情報の詳細な開示を求める声があるが、具体的にどのような情報を開示することが適切か。

(回答)

- 市場化テストの対象となるハローワークの業務内容及びコストについては、人材銀行事業やキャリア交流プラザ事業と同様に、「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」を踏まえ、適切に開示できるようにしていく考えである。

【事業開始時期】

○ 諮問会議の民間議員ペーパーにおいては、「早急に所要の準備に取り組み、平成20年度に実施すべき」とされているが、実施要項の審査、民間事業者への周知、落札者への十分な引継ぎ等について、どの程度の時間が必要か。

(回答)

- 厚生労働省としては、
 - ① 公共サービス改革法に職業安定法の特例措置（建設業務等の職業紹介を民間職業紹介事業所も行うことができるようにするもの）を設ける必要があること、
 - ② ハローワークの大部分の求職者を対象にした無料職業紹介を行うものであり、従前の市場化テストに比べ、取り扱う求人求職情報が増加し、障害者をはじめ様々な利用者に対応することになるため、また、受託事業者に対する情報の適正利用、守秘義務違反について厳格な行為規制を課す仕組みや、求職者選別を行うことを回避する仕組み等新たな仕組みを導入することが必要であることから、そのための制度設計及び準備が必要であること、
 - ③ 部門の見直しや庁舎のレイアウト変更が必要であること等から、これまでのハローワーク事業の市場化テストに比して十分な準備期間が必要と考えている。

【法令改正】

- 法律の特例については、人材銀行と同様の措置（取扱職業の範囲の制限に関する職業安定法第32条の11に関する特例）を設ければ十分か。それ以外に法特例を設けないことについて、官と民のイコールフティングを確保するとの観点から問題が生じないか。
- ・ 例えば、公共職業安定所は、公共職業能力開発施設の行う職業訓練のあっせんを行うこととされている（職業安定法19条）が、同条に関する法令の特例を設けなくても、民間事業者にも官と同様のあっせんが認められるのか。
- （参考）公共職業安定所に関する主な規定
- ・ 公共職業安定所が行うこととされている業務
求人・求職の開拓（18条1項）、公共職業訓練のあっせん（19条）、職業指導の実施（22条）など
 - ・ 公共職業安定所が行うことができるとされている事項
関係者への協力等の要請（18条2項、24条）、適性検査の実施（23条）など
- 政省令の制定等は必要か。

（回答）

- 公共サービス改革法において、人材銀行事業と同様の特例措置を定める必要があると考えている。詳細は省令で定める必要があると考えている。

【条約との関係】

- ILO88号条約との関係については、どのような整理としているのか。

（回答）

- 新たに実施する市場化テストは、障害者や母子家庭の母などの就職困難者を含めハローワークの本庁舎内の職業紹介部門に民間委託部門を併設する形態により実施するものである。この提案では、官が行う職業紹介窓口が併設されるものであり、官が行う職業紹介窓口があることで、公務員が職業紹介を実施する全国ネットワークの無料職業紹介機能は基本的に維持され、ILO第88号条約が求める内容を担保できる仕組みであり、同条約に違反しないものと考えている。
- 官が行う職業紹介窓口を設置せず、一のハローワークの職業紹介業務を全て民間委託する方法については、ILO第88号条約に違反すると思われる。

※ 市場化テストの具体的制度設計に係る上記回答は、現時点の厚生労働省の考え方を整理したものであり、今後の検討によって変わり得るものである。

官民競争入札等監理委員会 (参考資料)

～「ハローワークの市場化テスト」に関するこれまでの経緯～

厚生労働省
平成19年6月8日

検討事項：ハローワーク付属施設や都市部のハローワークの一部が実施する職業紹介事業を官民競争入札等の対象にすることにより、民間事業者の創意工夫の活用を通じた雇用のセーフティネットの質的向上（選択肢の拡大）、経費の削減を図れないか。

事業内容	厚生労働省の見解	論点
<p>ハローワーク本体</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業紹介関連業務(求人受理、求職登録、相談等) 雇用保険関連業務(失業認定、雇用保険給付等) 雇用対策関連業務(事業主指導、助成金給付等) 	<p>●ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定組織を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを民間委託することは不可能。</p> <p>【ILO第88号条約】</p> <ul style="list-style-type: none"> (第2条)職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。 (第3条)全国的体系は、地理的区域について十分な数であって、便利な位置にある職業安定機関の網状組織から成る (第9条)職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない。 	<p>少なくとも都市部の一部のハローワークを官民競争入札等の対象にできるのではない</p>
<p>ハローワーク付属施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークプラザ 求職者の利便性の高い地域に設置することにより、求職者が適切な環境の中で、職業紹介、職業相談等を実施(全国75箇所) 学生職業総合支援センター・学生職業センター・学生職業相談室 大学(大学院を含む)、短大、高等専門学校及び専修学校の新卒者等を対象に、職業紹介、職業相談等を実施(全国47箇所) ヤングワークプラザ(ヤングハローワーク、ユースハローワーク) 若年失業者を対象に、円滑な就職促進を図るため、職業紹介、職業相談等を個別指導方式により実施(全国5箇所) マザーズハローワーク 女性が様々な領域で活躍できるよう子育て女性等の再就職の促進を図るため、職業紹介、職業相談等についての総合的かつ一貫した支援を実施(全国12箇所) 人材銀行 管理的職業、専門的・技術的職業について専門に職業紹介等を行う施設(全国12箇所のうち、3箇所を官民競争入札等の対象とする) キャリア交流プラザ 中高年ホワイトカラー等の離職者に対しセミナーやキャリアコンサルティング、会員同士の経験交流の場の提供及び職業紹介等を実施する施設(全国15箇所のうち、5箇所) 	<p>●他のハローワークとの全国的ネットワークを構成し、ILO条約上の職業安定組織であることから、<u>市場化テストの対象とすることはできない。</u></p> <p>●人材銀行事業は、職業紹介を実施しているものの、<u>他のハローワークとの全国的ネットワークを構成しない、自己完結型の事業であることから、ILO条約の職業安定組織と異なるものと整理し、市場化テストを導入。</u></p> <p>●キャリア交流プラザ事業では職業紹介や求人受理を実施していないことから、<u>市場化テストを導入。</u></p>	<p>官民競争入札等の対象にできるのではない</p>

ハローワークへの市場化テストの導入について

平成18年11月30日

伊藤 隆敏
丹羽 宇一郎
御手洗富士夫
八代 尚宏

1. 市場化テスト(公共サービス改革法)導入の必要性

➤ 公共サービス改革法は、官民が入札して担い手を決めることで、質の高い公共サービスを実現させるもの。

- ・ 人材を生かし、再チャレンジを進めるには、民間の知恵を生かして職業紹介や職業訓練を充実強化することが不可欠である。
- ・ ハローワークでは約2万3千人の職員(うち半数が正規の国家公務員)が主として窓口業務を担当しているが、民間の人材ビジネスが発展した今日、公務員でなくても担える業務が拡大しているのではないか
- ・ 政府が担う無料職業紹介の機能を確保したうえで、その一部を民間に包括委託することで、労働者の多様なニーズに応え、使い勝手のよい、充実したサービスが提供されるのではないか

2. ILO88号条約との関連

➤ ILO88号条約(1948年に採択)では、「国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関」を義務付けており(注)、これが市場化テスト導入の反対の根拠となっている。

- ・ 最近のILOでは民間職業紹介事業の評価や官民協力の必要性が認識されてきており、民間の補完が否定されているものではない
- ・ 官のハローワークのネットワークが維持され、それを民間が補完する体制が作られれば、同条約の違反とはならないとする解釈もなされ得る
- ・ 批准国でも、民間の知恵を生かす工夫を行っている国がある(豪州では、公務員が民間によるサービス提供に責任を負えば十分との解釈で、民間への包括委託を実施している)

注：ILO 88号条約

第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される

第3条 全国的体系は、地理的区域について十分な数であって、便利な位置にある職業安定機関の網状組織から成る

第9条 職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない

3. 市場化テスト導入のための新提案

ILO条約の規定は現状のままで、その具体的な解釈を以下のように変更できないか。

- ① 現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する(例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する)注
- ② 民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される

注：ILO条約の規定は「各地理的区域について十分な数であり、便利な位置にあること」だけである

ハローワークとILO条約に関する懇談会について

平成18年12月21日

1. 開催の趣旨

ハローワークへの市場化テスト導入に関して、平成18年11月30日の経済財政諮問会議において民間議員からなされた次の二つの提案と、ILO88号条約との整合性等について検討を行うため、公共サービス改革法を担当する大田弘子国務大臣の私的諮問機関として、標記懇談会を開催する。

- ① 現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する（例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する）。
- ② 民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される。

（以下略）

平成19年4月6日

伊藤 隆敏

丹羽 宇一郎

御手洗富士夫

八代 尚弘

1. 市場化テスト導入の意義

- ・フリーターや女性・高齢者など、無料職業紹介を求める人のニーズが多様化しており、よりきめの細かいサービス提供の必要性が高まっている。また、労働市場が流動化し、労働者に求められる専門性が高まる中で、職業紹介・職業訓練に求められる機能が高度化・専門化しつつある。
- ・このような変化に対応して、利用者の利便を最大化するには、政府が担う無料職業紹介のネットワーク機能を確保した上で、無料職業紹介業務に市場化テスト(注)を導入し、民間の創意工夫を活かせるようにすべきである。
- ・官民競争入札においては、官が民間以上の優れたサービスを提供する場合は、官が落札する。したがって、市場化テストは官のサービス向上にもつながる。

注：市場化テストは、公共サービス改革法に基づき、無料職業紹介業務のような政府が担うべき業務を対象に、その業務を実施する運営主体を競争入札により決定する仕組みである。具体的には、一部のハローワークにおける無料職業紹介業務を対象に、官民もしくは民間競争入札を実施し、一定の委託料のもとで優れたサービスを提供する主体が落札し、あくまでも政府の責任の下で業務を担う。入札の公正さやサービスの質は第三者機関である監理委員会が監視する。

2. ILO条約との整合性

- ・ILO条約では、「国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定業務」を義務づけており、これが市場化テスト導入反対の根拠とされてきた。
- ・条約の解釈については、大田大臣の私的懇談会である「ハローワークとILO条約に関する懇談会」の報告書で4つの意見が掲げられており、その中で、一定の条件の下で職業紹介機関の一部を民間委託することは条約上問題を生じないという意見も示されている。

3. 市場化テスト導入の具体的提案

- ・以上を踏まえると、これまでの一般的な議論の段階から一步踏み出し、ハローワークの無料職業紹介機能を民間委託するとしたらどのような形態が考えられるのか、具体案に基づく検討を行い、結論を「基本方針2007」に盛りこむべきである。
- ・具体案として、次の提案を行う。
 - ① 東京23区内に19のハローワークとその出張所があるが、そのうち数カ所のハローワークについて市場化テストを実施する
 - ② 対象となるハローワークは、国の指揮監督下に置いた上で、現行のネットワークとの連携を図る
 - ③ 民間が受託した場合には、受託によって得られる求職求人情報の適正利用の義務づけや守秘義務の徹底など厳格な行為規制を課す
- ・この具体案の実行について、利用者の立場に立ち、政策論として議論すべきである。

ハローワークの市場化テストについて

平成19年5月9日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇一郎

御手洗富士夫

八代 尚 弘

1. ハローワーク本体業務の市場化テストにおいては、無料職業紹介サービスを利用する人の利便性が高まることが最も重要である。そのためには、最低限、以下の条件を満たし、官民のイコールフッティングが確保されるよう制度設計をすべきである。

(1)対象業務

- ・ 雇用保険受給者を含む求職者を対象にした無料職業紹介業務

(2)ネットワーク

- ・ 国の指揮監督下においた上で、現行のネットワークと連携
- ・ 民と官双方が無料職業紹介業務に必要な情報を共有

(3)対象ハローワーク

- ・ 東京都23 区内にあるハローワークのうち数カ所

2. 多様な無料職業紹介サービスへのニーズが高まっていることに鑑み、早急に所要の準備に取り組み、平成20 年度に実施すべきである。

ハローワーク市場化テスト案(ハローワーク内における民間職業紹介窓口の設置)

I 実施内容

【対象範囲】

○ハローワークの本庁舎内の職業紹介部門について、民間委託部門を併設する。

- ◆求職者は設置された官民の窓口を自由に選択。
- ◆雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う。
- ◆福祉機関等と連携した「チーム支援」の対象者(※)も官が行う。

※[障害者、生活保護・児童扶養手当受給者、刑務所出所者]の一部

【業務内容】

- 職業紹介、職業相談
- その他、就職支援のための措置

【実施施設】 東京(23区内) 2所

※官の職業紹介窓口の職員数を削減

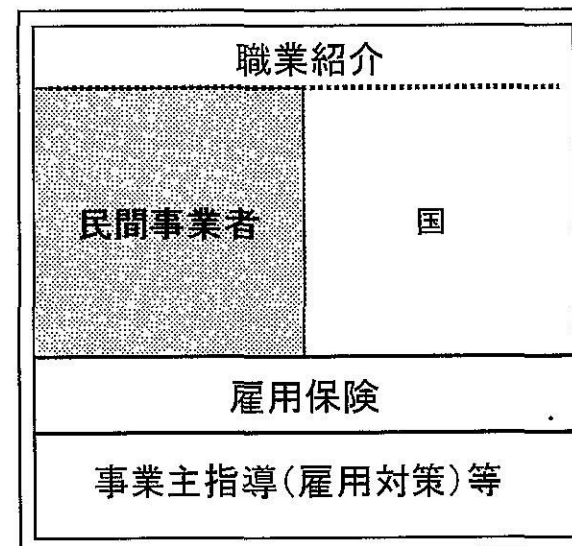
II ネットワーク

○民間事業者に対し、ハローワークインターネットサービス上で提供されている最新の全国情報をCD-ROMで提供する。事業所名等が非公開の求人情報も、ハローワークにより事業主の了解を確認した上で、民間事業者に提供する。

○求人自己検索端末(ブロック内の情報を提供)は官民いずれの窓口の求職者も自由に利用できる。

○企業指導情報は非提供。

【ハローワーク本庁舎】



Ⅲ 求職者選別・求人求職情報管理の問題

○民間事業者が求職者の選別(より就職が困難な者を官の窓口に戻す、後回しにする、優良求職者を自らの取引先等に誘導するなど)を行わないための仕組みを整備。

◆窓口利用者に対するアンケートを義務づけ、求職者の選別の有無等を確認する(官民で実施)。

◆就職困難度が高い求職者(例:障害の種別・程度、年齢階層、離職の有無、個人の属性)の就職目標を設定した委託費の支給方式とし、ディスインセンティブ方式などを検討。その他の方策についても検討。

○民間事業者が得ることとなる求人求職情報の適正利用、守秘義務などについて受託終了後を含む厳格な行為規制を課す仕組みを整備。

◆求人求職情報の不適正利用(自らの営利目的事業への利用等)をチェックするためのシステムの構築を検討(求人・求職者への適正利用ルールの周知、相談・苦情窓口の設置、上記CD-ROMのコピー制限、利用後の回収など)。

Ⅳ その他

○テスト期間(3年間程度)の結果を踏まえ、その後の対象の在り方について検討。

○労働関係法令等違反企業、障害者雇用率未達成企業等は、入札から排除する。

○受託民間事業者は、窓口業務のために一定数の正社員を確保するものとする。

○契約途中でも問題があれば契約を解除。

○民と官のイコールフットイングを確保し、市場化テストの目的が十分に達成されるようにする。この観点を実質的に確保されるよう、官民競争入札等監理委員会で行われる「公共サービス改革基本方針」及び「実施要項」の審議を経て、市場化テストを実施する。市場化テスト実施後においても、業務の実施状況についてのフォローアップにおける同委員会の意見を十分に尊重し、必要な場合には、適切な改善措置等を講じるものとする。